

平成 2 3 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 28 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正 する規則の制定について -----	1
議案第 29 号	上尾市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につい て -----	1 4
議案第 30 号	教育長が臨時に代理して処置した事項の承認に ついて -----	1 5

## 議案第 28 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 4 月 22 日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「職員」を「新たに職員となった者」に、「条例」を「学校職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 24 号）」に改める。

第 10 条第 2 項中「条例第 14 条に規定する病気休暇又は」を削り、「第 2 号様式の 2 の 2」を「第 2 号様式の 3」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 職員が、条例及び勤務時間等規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿（第 2 号様式の 4）をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願出しなければならない。

第 10 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「第 2 号様式の 3」を「第 2 号様式の 6」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 2 号様式の 2 の 3」を「第 2 号様式の 5」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。

(1) 連続する 8 日以上の間期の病気休暇（当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間等規則第 10 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の

休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下であるものを除く。）

- (2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日（要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇

第17条の6の次に次の5条を加える。

（修学部分休業の承認申請）

第17条の7 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申請書（第7号様式の10）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（修学状況変更届）

第17条の8 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（第7号様式の11）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

（修学部分休業取消申請書）

第17条の9 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（第7号様式の12）を教育委員会に提出しなければならない。

（自己啓発等休業の承認申請）

第17条の10 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる

日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（第7号様式の13）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業状況報告書）

第17条の11 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（第7号様式の14）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

第22条第1項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第2号様式の3を第2号様式の6とする。

第2号様式の2の3を第2号様式の5とする。

第2号様式の2の2を第2号様式の3とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の4 (第10条関係)

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名		承認 申請 月日	承認 月日	申請 月日	申請 者 印	期 間		期間の連続 性の有無等		理 由	証明 書類の 有無	備 考
承認 月日	承認 日	決裁 権者	承認					日	時	分	分			
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	
・	・							月 日 時 分	月 日 時 分	有 無	(合計)		有 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合を含む。）に該当するもののみを記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日）として算出した日数）を記入すること。

第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式の2（第17条の2関係）

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

次のとおり 育児休業の承認  
育児休業の期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。） ----- -----	
	3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号）に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には $\blacktriangle$ 印を記入すること。



第7号様式の9の次に次の5様式を加える。

第7号様式の10（第17条の7関係）

修学部分休業承認申請書					
埼玉県教育委員会 様			年 月 日		
			学校名	職名	
			氏	名 <sup>◎</sup>	
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。					
1 教育施設名			2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等					
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分
6 備考					

- (注) 1 この申請書には、この申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」に記入すること。

第 7 号様式の 1 1 (第 1 7 条の 8 関係)

修学状況変更届	
	年 月 日
埼玉県教育委員会 様	
	学校名 職名
	氏 名 <sup>㊟</sup>
次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。	
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	
2 届出の事由が発生した日	
年 月 日	

(注) 1 該当する□には、**✓**印を記入すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式の12（第17条の9関係）

修学部分休業取消申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名 職名  
氏 名<sup>㊤</sup>

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

第7号様式の13（第17条の10関係）

自己啓発等休業承認申請書				
		年 月 日		
埼玉県教育委員会 様		学校名	職名	
		氏	名 <sup>㊟</sup>	
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。				
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程（修業年限）	（ 年）	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		
		活動内容		
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで			
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 備考				

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
  - イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「EYE連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する口には、印を記入すること。

第7号様式の14（第17条の11関係）

自己啓発等休業状況報告書

埼玉県教育委員会 様

年 月 日

学校名 職名  
氏 名<sup>㊤</sup>

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

（大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで）

3 理由

（注）該当する□には<sup>㊤</sup>印を記入すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員の病気休暇の手續について、県立高等学校及び中学校の教職員の制度に準じて、所要の改正を行うとともに、修学部分休業及び自己啓発等休業の制度の創設に伴い、承認申請等に関する規定を整備し、様式を追加したいので、この案を提案する。

議案第 29 号

上尾市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

上尾市文化財保護審議会臨時委員に下記の者を委嘱する。

平成 23 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

氏 名	住 所 等	役職等	備考
あおき ただお 青木 忠雄	さいたま市西区指扇 在住	郷土史家	

提案理由

市指定文化財の指定に係る調査に伴い、上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 27 条の規定により、新たに委嘱したいので、この案を提出する。



## 議案第 30 号

教育長が臨時に代理して処置した事項の承認について

産業医の委嘱について、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 22 年上尾市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理して処置したので、その承認を求める。

平成 23 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

## 提案理由

市立上尾中学校及び市立大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ 50 人以上となり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条第 1 項の規定により産業医を選任する必要が生じたが、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、平成 23 年 4 月 15 日に臨時に代理して処置したので、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

## 臨時代理書

下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、臨時に代理する。

平成23年4月15日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

## 記

- 1 件名 産業医の委嘱について
- 2 委嘱の内容

任期：平成24年3月31日まで

氏名	住所等	勤務校	備考
あだち たかこ 足立 喬子	あだち内科神経内科クリニック	市立上尾中学校	再任
むらた ひろあき 村田 宏明	村田内科胃腸科医院	市立大石中学校	再任